令和３年度　北海道斜里高等学校の部活動に係る活動方針【概要版】

活動方針策定の趣旨等

・本校は、学校教育目標を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、本方針を策定する。
・部活動を実施する上では、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
・教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する。

１　適切な運営のための体制整備

（１）設置する部活動・同好会

本校は、今年度、次の部活動・同好会を設置する。
【野球・陸上競技・テニス・バレーボール・弓道・バドミントン
吹奏楽・茶華道】

（２）「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

・連絡先：〒０９９－４１１６　斜里郡斜里町文光町５番地１
℡０１５２－２３－２１４５　FAX０１５２－２３－２１４６
E-mail　shari-z0@hokkaido-c.ed.jp
・担　当：教頭 福田　敦

（３）年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

・部活動顧問は、年間の活動計画、並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
・部活動顧問は、経費等に係る資料を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得る

（４）指導・運営に係る体制の構築

・校長は、適正な数の部を配置する。
・校長は、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置するなど十分考慮する。
・校長は、部活動顧問会議等を定期的に設ける。
・校長は、部活動指導員の配置に当たって、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の厳禁などについて指導し、徹底させる。

２　合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

・校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

（１）部活動における適切な指導に向けた留意点

・生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ること。
・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
・生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等のそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
・専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

（２）部活動指導手引の活用

・部活動顧問は、関係団体等が作成した指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

３　適切な休養日等の設定

（１）休養日・活動時間の設定

・平日は少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上、週当たり２日以上の休養日を設け、年間104日以上を休養日とする。
・学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日(毎月第３日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
・１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は３時間程度とする。
・大会の１ヶ月前や合宿等の場合は、１日の活動時間は、長くとも平日では３時間程度、学校の休養日では４時間程度、１週間の活動時間は長くとも16時間程度とし、大会・合宿を含む３週間の平均で調整する。
・本校が所在する地域又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

（２）弾力的な休養日・活動時間の設定

・部活動顧問からの申出のあった部活動が、北海道教育委員会が別に定める要件に当てはまり、校長が当該部活動の活動計画及び活動実績等を確認した場合には、休養日や活動時間を弾力的に設定する。
・学期中は、平日に週１日(年間52日以上)、週末又は祝日に月１日(年間12日)以上の休養日を設け、年間73日以上を休養日とする。
・１日の活動時間は、長くとも平日では３時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は４時間程度とし、１週間の活動時間は長くとも16時間程度とする。

（３）部活動の特性に応じた休養日・活動時間の設定

・積雪のため屋外での活動が制限される部活動(野球、陸上競技、テニス等)については、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特性に応じた休養日・活動時間の設定を認める。
・休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週１日以上は設定した上で、１年を５２週と考え、年間の累計で１０４日以上とする。
・活動時間は、長くとも平日では３時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)は４時間程度とし、１週間の活動時間は、長くとも１６時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が２時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)が３時間程度となるように実施する。

４　生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（１）合同チーム等の編成

部活動顧問は、合同部活動の取組について、例えば、平日は自校での練習を中心としながら、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否について校長の承認を得ることとし、校長は、関係する校長と協議の上、教育課程との関連を勘案して、実施の可否を判断する。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

（2）地域との連携等

・学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5　部活動の充実に向けて

・ 部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。
・ 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とする。
・部活動顧問と生徒との間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしない。
・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。
・部活動顧問は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けることなどに協力し、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

終わりに

本方針は、令和３年４月８日から施行する。
校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。